

札幌市山口斎場を利用した方への補助制度について

斎場の使用に係る利便性の向上を図るため、札幌市山口斎場の火葬炉又は焼却炉を利用し利用料金を支払った方に、石狩市内斎場の利用料金との差額を補助します。

■対象となるもの

次の(1)から(3)の火葬又は焼却について、札幌市山口斎場を利用し（平成27年10月1日以降の利用に限ります）、利用料金を支払った場合。なお、山口斎場にある特別控室（控室）をご利用した場合、その利用料金は補助の対象となりませんので、ご注意ください。

- (1) ご遺体（亡くなった時点において石狩市民であった方）
- (2) 死胎又は胞衣産わい物（石狩市民である方に係るもの）
- (3) 身体の一部（石狩市民である方に係るもの）

■補助金額

札幌市山口斎場で支払った火葬炉又は焼却炉の利用料金と、石狩市内斎場の火葬炉又は焼却炉の利用料金との差額。

＜札幌市利用料金＞

区分		金額
火葬炉	12歳以上のご遺体	49,000円
	12歳未満のご遺体	40,000円
	死胎	23,000円
	手足の指	1,000円(1kg毎)
	上記以外の身体の一部	3,000円(1kg毎)
焼却炉	胞衣産わい物	600円(1kg毎)
	焼骨が発生しない身体の一部	600円(1kg毎)

(補助対象外)

特別控室	1室につき	23,000円
------	-------	---------

＜石狩市利用料金＞令和7年4月～

区分		金額
火葬炉	13歳以上のご遺体	6,000円
	13歳未満のご遺体	3,900円
	死胎	2,800円
	身体の一部	2,800円
焼却炉	胞衣産わい物	1,200円

(補助対象外)

控室	1室につき	2,060円
----	-------	--------

(例) 80歳で亡くなった方（石狩市民）を山口斎場で火葬する場合

山口斎場でお支払いいただいた利用料金 49,000円と、石狩市内斎場における利用料金 6,000円との差額 43,000円が補助金額になります。

■申請方法

「石狩市市外火葬場利用料補助金交付申請書兼請求書」に、下記①～③の書類を添えて申請します。なお、申請者となるご親族等は石狩市民以外でも構いません。

- ① 火葬許可証等の写し
- ② 山口斎場利用料金の領収書の写し
- ③ 支払金口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票

申請期限は、山口斎場を利用した日から起算して90日以内となっておりますので、お忘れのないようお願いいたします。

＜申請書提出先・問い合わせ先＞

石狩市環境市民部環境課	電話	0133-72-3240
石狩市厚田支所市民福祉課	電話	0133-78-2886
石狩市浜益支所市民福祉課	電話	0133-79-2112